

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目次

- ◇条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十六号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五

十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

選挙分会長	選挙長
〃	〃
〃	〃
二、五〇〇円	二、五〇〇円

を

選挙分会長	選挙長
〃	〃
〃	〃
二、〇〇〇円	二、〇〇〇円

〃	〃
〃	〃
三、四〇〇円	三、四〇〇円

に、

選挙立会人	〃
〃	〃
二、七〇〇円	二、〇〇〇円

〇円

を

選挙立会人

〃

〃

二、七〇〇円

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第五ハを次のように改める。

ハ 医療職給料表(三)

職務の等級 号 給	特 1 等 級 給 料 月 額	1 等 級 給 料 月 額	2 等 級 給 料 月 額	3 等 級 給 料 月 額	4 等 級 給 料 月 額
1	107,400	83,200	70,400	53,400	46,600
2	111,400	86,500	73,400	55,700	48,200
3	115,400	89,800	76,500	58,100	49,800
4	119,400	93,200	79,600	60,500	51,500
5	123,700	96,600	82,700	62,900	53,400
6	128,000	100,100	85,800	65,300	55,600
7	132,300	103,600	88,900	67,700	58,000
8	136,600	107,100	92,000	70,300	60,400
9	140,900	110,600	95,100	72,900	62,800
10	145,200	114,100	98,200	75,500	65,200
11	149,500	117,600	101,300	78,100	67,600
12	153,800	121,100	104,400	80,700	70,000
13	158,100	124,500	107,500	83,300	72,400
14	162,400	127,900	110,600	85,900	74,800
15	166,700	131,300	113,700	88,500	77,200
16	170,700	134,700	116,800	91,100	79,600
17	174,700	138,100	119,900	93,700	82,000
18	178,300	141,500	122,900	96,300	84,400
19	181,900	144,900	125,900	98,900	86,800
20	184,500	148,300	128,900	101,400	89,200
21	187,100	151,500	131,900	103,900	91,600
22	189,700	154,200	134,900	106,400	93,800
23		156,900	137,700	108,900	96,000
24		159,600	140,100	111,400	98,000
25		161,700	142,500	113,900	100,000
26		163,800	144,400	116,400	102,000
27		165,600	146,300	118,900	103,700
28			148,000	121,400	105,400
29				123,700	106,900
30				125,300	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員
で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において医療職給料表(三)の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員(三)の職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、医療職給料表(三)の適用を受ける職員で人事委員会の定めるもののこの条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日において医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異

動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に医療職給料表(三)の適用を受ける職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十八号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四十六 公害業務従事職員の特務勤務手当

第六条中「百円」を「百五十円」に改める。

第七条第一項中「次の各号に定める職員」を「職員のうち人事委員会規則で定める職員」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「五千元」を「五千七百円」に改める。

第九条第二項第一号中「百円」を「百五十円」に改め、同項第二号中「四円」を「五円」に、「二元」を「三元」に改める。

第十条第二項及び第十一条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第十三条第二項中「三千元」を「五千元」に改める。

第十五条第三項中「百円」を「百五十円」に改める。

第十六条第二項中「四百円」を「五百円」に改める。

第十七条第二項中「千二百円」を「二千円」に改める。

第十八条の二第二項中「二百円」を「三百円」に改める。

第十九条第二項第一号中「百七十円」を「二百五十円」に改め、同項第二号中「百三十円」を「二百円」に改め、同項第三号中「百十円」を「百六十円」に改める。

第二十三条第二項中「百五十円」を「二百三十円」に改める。

第二十五条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第二十六条第二項中「百五十円」を「二百三十円」に改める。

第二十七条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第二十八条第二項及び第二十九条第二項中「二百円」を「三百円」に改める。

第三十条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第三十二条第二項中「二百五十円」を「四百円」に改める。

第三十四条第二項第一号中「百円」を「百五十円」に改め、同項第二号中「三百円」を「四百円」に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に、「六百円」を「八百円」に改める。

第三十五条第二項第一号中「百二十円」を「百五十円」に改め、同項第二号中「百六十円」を「二百円」に改める。

第三十六条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第三十七条第二項中「二百円」を「二百九十円」に改める。

第三十九条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第四十一条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。

第四十二条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第四十三条第二項中「百円」を「百三十円」に改める。

第四十四条第二項及び第四十五条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第四十六条第二項中「二百円」を「三百円」に改める。

第四十八条第二項中「百円」を「二百円」に改める。

第五十一条第二項中「百二十円」を「百五十円」に改める。

第五十二条第二項中「百円」を「百五十円」に改める。

第五十四条を第五十五条とし、第五十三条第二項の表中

高所作業従事

職員の特種勤務手当

深所作業従事職員の特殊勤務手当
爆発物検査業務従事職員の特殊勤務手当

を

高所

作業従事職員の特殊勤務手当

深所作業従事職員の特殊勤務手当
爆発物検査業務従事職員の特殊勤務手当
公害業務従事職員の特殊勤務手当

に改

め、同条を第五十四条とし、第五十二条の次に次の一条を加える。

(公害業務従事職員の特殊勤務手当)

第五十三条 公害業務従事職員の特殊勤務手当は、衛生環境部に所属する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく煙道の排出ガスの測定業務のうち、地上又は水面上十メートル以上の足場で行う業務
- 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）に基づく水質の測定業務のうち、人事委員会規則で定める公共用水域において船舶を使用して行う業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき百五十円とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 この条例による改正前の職員の特種勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に

職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の職員の特種勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十九号

警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加え、同条第二項中「及び第十二号」を、「第十二号、第十四号及び第十五号」に改める。

十四 せん孔作業

十五 潜水作業

第四条第一号中「三千八百円」を「五千円」に、「百円」を「百五十円」に改め、同条第二号中「二千円」を「三千三百円」に改め、同条第三号中「二千五百円」を「三千八百円」に改め、同条第四号中「第十三号」を「第十四号」に、「二百五十円」を「五百円」に改め、同条に次の一号を加える。

五 前条第一項第十五号に掲げる作業 勤務一時間につき八百円

第四条の二中「第十三号」を「第十四号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。
- 2 この条例による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に警察職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 12 別表第一から別表第五までの規定の昭和四十九年度における適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に百分の百十を乗じて得た額（その乗じて得た額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。（最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料月額等）
- 2 昭和四十九年四月一日において、この条例による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員のものによる改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による同日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
- 3 昭和四十九年四月二日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における給料月額及びこれを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。
- 4 (給与の内払)
改正前の条例の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会への委任)
- 5 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】